

平成25年9月愛荘町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

平成25年9月26日(木)午後1時00分開議

- 日程第 1 議案第62号 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて
- 日程第 2 議案第68号 平成24年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 3 議案第69号 平成24年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 4 議案第70号 平成24年度愛荘町土地取得造成事業歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 5 議案第71号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 議案第72号 平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 7 議案第73号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 8 議案第74号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8

- 追加日程第 1 議案第75号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 2 議案第76号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算(第5号)
- 追加日程第 3 議案第77号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 追加日程第 4 議案第78号 契約の締結につき議決を求めることについて

- 追加日程第 5 議案第 79 号 契約の締結につき議決を求めることについて
追加日程第 6 請願第 3 号 地方財政の拡充に関する請願について
追加日程第 7 意見書第 2 号 「消費税増税中止を求める意見書」について
追加日程第 8 意見書第 3 号 「道州制導入に断固反対する意見書」について
追加日程第 10 議提第 4 号 議員派遣について

出席議員（16名）

1 番 伊 谷 正 昭 君	2 番 嶋 中 まさ子 君
3 番 城 貝 増 夫 君	4 番 高 橋 正 夫 君
5 番 外 川 善 正 君	6 番 徳 田 文 治 君
7 番 村 木 嘉 博 君	8 番 河 村 善 一 君
9 番 西 澤 久仁雄 君	10 番 小 杉 和 子 君
11 番 吉 岡 忍ミ子 君	12 番 瀧 すすみ江 君
13 番 森 隆 一 君	14 番 竹 中 秀 夫 君
15 番 辰 己 保 君	16 番 本 田 秀 樹 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	村西俊雄君	副 町 長	宇野一雄君
教 育 長	藤野智誠君	住 民 福 祉 主 監	西川都々子君
総 務 主 監	杉本幸雄君	管 理 主 監	北川孝司君
収 納 管 理 主 監	上林忠恭君	総 合 政 策 主 監	林 定信君
環 境 対 策 主 監	飯島滋夫君	教 育 次 長	小杉善範君
教 育 主 監	松藤美保子君	産 業 建 設 主 監	北川元洋君
教 育 振 興 課 長	青木清司君	総 務 課 長	中村治史君
福 祉 課 長	岡部得晴君	建 設 ・ 下 水 道 課 長	中村喜久夫君
給食センター所長	居島惣偉智君	生 涯 学 習 課 長	山本隆男君
健 康 推 進 課 長	酒井紀子君	子 ども 支 援 課 長	川村節子君

事務局職員出席者

議会事務局長 徳 田 幸 子 書 記 宮 崎 淳

開議 午後1時00分

◎開議の宣告

○議長（本田秀樹君） 皆さん、こんにちは。本日の最終日、10時半からでしたが、大変遅くなったこと、この場をお借りしてお詫びを申し上げます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（本田秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第1、議案第62号 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについてを議題にいたします。

本案について提案理由に説明は9月10日、議会開催2日目に環境対策主監からされております。辰己議員からの質疑について答弁を求めます。

○環境対策主監（飯島滋夫君） それでは、辰己議員のご質問に対しましての答弁をさせていただきます。まず、9月10日の答弁の中で、「1つの業務を2つの事務組合ではできない」との答弁をさせていただきましたが、県等との協議におきまして、あくまでも県の主導でありまして、法的には制約はないとのことでありました。なんらかの手法があるということで今後もまた指導を受けていくということでございます。

次に、「東近江市の議員の方々に理解が得られているのか」についてでございますが、去る9月18日に開催されました愛知郡広域行政組合議会全員協議会において、経過説明等を行い、両市町が新しい斎場が供用できるまでの間、現在の愛知郡斎場を広域で運営するという方向で一定の理解をいただいたところでございます。

したがって、今後、関係事務組合と両市町が協議を行いながら、住民の方々に不便をきたさない方法を考えていくこととしておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君）　これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君）　討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君）　起立全員であります。よって、議案第62号　彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号～74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君）　日程第2、議案第68号　平成24年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから日程第8、議案第74号　平成24年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまでを一括議題として、9月10日の議事を続けます。

まず、議案第68号　平成24年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、決算特別委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、決算特別委員会の審査報告を求めます。決算特別委員会、西澤委員長。

〔決算特別委員長　西澤久仁雄君登壇〕

○決算特別委員長（西澤久仁雄君）　決算特別委員会、委員長報告を行います。

平成25年9月26日

愛荘町議会議長　本田秀樹様

愛荘町決算特別委員会委員長　西澤久仁雄

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果　議案第68号　平成24年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2、審査経過　9月19日に総務部門、民生部門、産業建設部門および教育部門に分け、部門別に総括質疑を行い、慎重に審査しました。

主な内容は、総務部門は損害賠償にかかる下水道事業特別会計の繰入金について、愛のりタクシーの利用率向上について、差押えの注意点について、地域の未来づくり支援事業について、防災計画の進捗状況について、民生部門はコミュニティ事業補助金について、国民健康保険事業特別会計への繰出金の赤字補てん分について、彦根愛知川犬上広域行政組合と愛知郡広域行政組合と湖東広域衛生管理組合への負担金について、部落解放・人権政策確立要求愛知郡実行委員会への負担金について、産業建設部門は住宅省エネ等改修事業について、湖東定住自立圏の地産地消事業について、集落からの要望事業について、教育部門はなし、最後に総括質問として、小学校への図書司書の設置について、給食センターの1年間の評価についてなど活発に審査が行われました。

質疑終了後、討論を省略し、採決の結果、全員起立で議案第68号 平成24年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、可決するものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（本田秀樹君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。賛成討論を行います。

○議長（本田秀樹君） ちょっと待ってください。反対にいつて賛成にいきたいので、いつもそういうパターンできておりますので、先に反対の方がおられれば反対討論をお願いしたいと思います。反対討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 反対討論がないので賛成討論を省略したいと思います。

○12番（瀧 すみ江君） 省略ですか。

○議長（本田秀樹君） やめていただきたいなど。いつも反対・賛成ときていますので。

○12番（瀧 すみ江君） 休憩してもらえますか。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時09分

再開 午後1時11分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第68号を採決いたします。本案に対する決算特別委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第68号 平成24年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第69号 平成24年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては同和対策特別委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、同和対策特別委員会の審査報告を求めます。同和対策特別委員会、伊谷委員長。

[同和対策特別委員長 伊谷正昭君登壇]

○同和対策特別委員長（伊谷正昭君） 同和対策特別委員会、委員長報告を行います。

平成25年9月26日

愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町同和対策特別委員会委員長 伊谷正昭

本委員会に付託された事件は審議の結果、次のとおり決定をしたので、愛荘町議会議事規則第77条の規定により報告をいたします。

1、審査結果 議案第69号 平成24年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決しました。

2、審査経過 9月18日に同和対策特別委員7名が慎重に審議をしました。説明終了後、質疑、討論を経て採決の結果、全員起立で、議案第69号は可決するものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（本田秀樹君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決します。本案に対する同和対策特別委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第69号 平成24年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第70号 平成24年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては総務常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、総務常任委員会の審査報告を求めます。総務常任委員会、西澤委員長。

〔総務常任委員長 西澤久仁雄君登壇〕

○総務常任委員長（西澤久仁雄君） 総務常任委員会、委員長報告を行います。

平成25年9月26日

愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町総務常任委員会委員長 西澤久仁雄

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果 議案第70号 平成24年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2、審査経過 9月11日、総務常任委員6名が慎重に審査しました。説明終了後、質疑、討論を経て採決の結果、起立全員で議案第70号は可決するものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（本田秀樹君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。本案に対する総務常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第70号 平成24年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第71号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第6、議案第72号 平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第7、議案第73号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては教育民生常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、教育民生常任委員会の審査報告を求めます。教育民生常任委員会、河村委員長。

〔教育民生常任委員長 河村善一君登壇〕

○教育民生常任委員長（河村善一君） 教育民生常任委員会、委員長報告を行います。

平成25年9月26日

愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町教育民生常任委員会委員長 河村善一

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果 議案第71号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては原案可決。

議案第72号 平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

議案第73号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定をを求めることについてを原案可決。

2、審査経過 9月12日に教育民生常任委員5名が慎重に審査しました。

国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、国民健康保険被保険者証短期証、資格証明書の交付について、退職被保険者等高額療養事業について、特定健康診査事業について、滞納者の所得階層について、一般会計からの繰り入れについてなど審査が行われました。討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で議案第71号は可決するものと決しました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計は、討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で議案第72号は可決するものと決しました。

次に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、制度改正に伴う課題について、介護現場の人材確保についてなど審査が行われました。討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で議案第73号は可決するものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（本田秀樹君） 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第71号について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。反対討論を行います。議案第71号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて反対を表明します。

一般会計決算書から共済組合負担金は1億9,899万9,771円です。退職手当組合負担金は1億3,285万3,179円です。それは制度上、ルールとして負担しなければならないのです。決算概要の総括では国保運営委員会において、「いつまでも一般会計の支援に頼ることは好ましくなく、国民健康保険以外の保険加入の町民にとっては税の二重負担となる」との記述があります。国保加入者だけが過大な支援を受けているかの印象を与えることは公僕としての冷静化、客観性に欠いていると指摘しなければなりません。

国保税は応能応益決算で区分され、社会保険や共済保険に加入できる人は所得を保

障されている方です。国保は所得の有無に関係なく、課税される部分の負担が重くのしかかっていることを加味しなければなりません。国保加入者は所得の有無に関係なく、すなわち支払い能力に関係なく、課税されるのが国保税です。だから、税を払いたくても払えない人が増えているのも事実です。保障のない中で老後の生活不安を抱えている人の命と健康を守る制度が国民健康保険です。よって、国保加入者だけに負担を求める世論形成は慎まなければなりません。

平成24年度は赤字補てん分として4,285万6,000円を一般会計から繰り入れされました。4,285万6,000円が税の二重投資には値しません。なぜなら、人権尊重のまちを宣言しているからです。国民健康保険は国民皆保険の制度を守る要です。所得のない人や社会保険に加入しない人が安心して医療にかかる制度であり、人権尊重の町宣言をしている本町において、その制度を維持する責任は国にあるのが当然です。国がその責任を果たさないのであれば、地方公共団体が負担軽減を行うことには同意があることを訴えます。

また、今後の課題に、国は社会保障制度改革国民会議において「今後の医療制度のあり方の中で健康、国民健康保険の保険者を市町村から都道府県に移行させるなどが検討され、保険者機能のすべてを都道府県に移行するのではなく、市町村と機能を分け合う、財政運営は都道府県が担うことを基本とし、主要業務は都道府県が担い、市町村には保険税の賦課徴収や保健事業などの業務を残す考えが示された」とありますが、このような国のやり方は後期高齢者医療制度とまったく同じで、どういうことが起こるのかと言えば、町民や町議会の知らないところですべてが決定されてしまい、すべてが事後報告になります。愛荘町にとっては国保税の大幅値上げが予想され、町民負担は著しく増加するものと考えます。このように町民の健康と命、また暮らしを守れない国の姿勢を批判して反対討論といたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷正昭です。私は賛成する立場から討論を行います。議案第71号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から討論を行います。

国民健康保険制度は医療保険制度の根幹をなす制度として重要な役割を担っております。町民の医療の確保と健康の増進に寄与しており、しかし、高齢化による医療費の増加や経済状況の低迷の中、保険料収入収納率の低迷などにより、一般会計からの

多額の繰り入れを行っており、国民健康保険財政は大変厳しい状況にあると認識をしております。

そのような状況下で、納付環境の整備・充実を図り、未納者に対して電話催告や臨戸訪問などを行うほか、税負担の公平化を図るため、滞納世帯に対する納付相談の充実と短期被保険者証、資格証明証の交付などの収納対策の強化に努められております。

また、レセプト点検の強化や医療費通知、ジェネリック医療品差額通知などにより、医療費の適正化を行い、医療費の抑制に努め、保険財政の安定的な運営と円滑な事業執行に努められております。

今後におきましても、税務課、健康推進課、住民課 3 課連携のもと、税の収納率アップ、保健事業の推進、医療費適正化に取り組み、保険者としての安定した事業運営と財政運営の健全化に努めることを求め、本決算の認定について賛成をするものであります。

議員各位におかれましては、賛同をお願い申し上げまして、賛成討論を終わります。以上です。

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより議案第 7 1 号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立多数です。よって、議案第 7 1 号 平成 2 4 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては原案のとおり可決されました。

次に、議案第 7 2 号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。1 2 番、瀧 すみ江君。

○1 2 番（瀧 すみ江君） 1 2 番、瀧 すみ江。反対討論を行います。議案第 7 2 号 愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてに対し反対を表明します。

毎年の決算の内容を見る限りでは清算であり、問題は見当たりません。だからこそ、

なおさら町民の知らないところで決められてしまうこの仕組みが表面化している決算と言わざるを得ません。この県一本化仕組みは、国民健康保険にまで広げられようとしています。医療は身近な制度であるだけに、常に手の届く運営で健康を守ることが必要です。後期高齢者医療制度の実施から5年が経ちましたが、安倍内閣は制度が定着したなどと制度の存続を図ろうとしています。医療費の伸びと75歳以上の人口の伸びによって、保険料が引き上げられる仕組みのため、当初給付の1割と言っていた負担割合は既に12年度で全国規模で10.51%となっており、青天井で伸びていくこととなります。保険料はそれまで負担のなかった健保の被扶養者はじめ低所得で家族に扶養されている人も含め、すべての人が徴収されます。後期高齢者医療制度の目的に真っ先に医療費適正化、すなわち医療費削減を掲げていますが、社会保障改革推進法がその完結を狙い、後押しをしようとしています。

以上のことから、存続すれば存続するほど高齢者を苦しめる制度であることを訴え、反対討論といたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷正昭です。賛成討論を行います。議案第72号 平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から討論を行います。

高齢化の進展による高齢者医療費の負担の対応し、世代間の負担の公平化および財政運営の責任の明確化と安定化を目的とした後期高齢者医療制度が平成20年度4月から創設され5年が経過をしました。

この間、国では高齢者の置かれている状況に配慮し、保険料の軽減拡大や徴収方法の変更などの措置が講じられておりましたが、今後、医療保険制度の改革の中で、後期高齢者医療制度については、現在のところの制度は十分定着しており、現行制度を基本としながら実施状況を踏まえ、必要な改善を行うこととされました。

町では制度開始から制度の周知や保険料収納への理解のため、広報紙や個人通知による啓発のほか、窓口対応や自宅訪問などのきめ細かな対応に努められ、大きな混乱もなく運営が行われております。

高齢者が安心して医療を受けられる医療制度の充実と事業の円滑な執行に努められることから、本決算の認定について賛成をするものであります。議員各位におかれましても賛同をお願い申し上げ賛成討論を終わります。以上です。

○議長（本田秀樹君）　これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君）　起立多数であります。よって、議案第72号　平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては原案のとおり可決されました。

続いて、議案第73号について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。12番、瀧　すみ江君。

○12番（瀧　すみ江君）　12番、瀧　すみ江。反対討論を行います。議案第73号　平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてに対し反対を表明します。

平成24年度は介護保険事業が第5期に入り、大幅な保険料の値上げも行われました。この町民の痛みを肌で感じ、第6期の保険料の値上げを抑えることに反映していただくように要望します。

平成24年4月改正介護保険法が施行され、同時に2012年度介護報酬改定が行われました。報酬を引き下げるために、1時間で区切られてきたヘルパーの生活援助が45分となり、デイサービスのサービス時間区分を4から6時間、6から8時間を4から7時間、7から9時間になりました。それ以前は国庫負担として100%拠出されていた介護職員処遇改善交付金が廃止になり、国庫負担25%、県と町がそれぞれ12.5%、保険料50%、利用者負担10%の配分になり、利用料があがる状態になりました。

さらに、平成27年度からは要支援者を保険給付から外す、一定以上の所得者の利用料を引き上げる、施設から要介護1・2の人を締め出す、施設の居住者と食費を軽減する補足給付を縮小するという大改悪が行われようとしています。安心できる老後を支える介護の基盤を崩す大改悪は許されません。その中でも要支援者を保険給付から外すことは町の仕事に密接に関係してくる事案であるだけに、町で来月から第6期

介護保険事業計画の協議が始まる介護保険策定委員会で、要支援者に現在と変わらぬサービスを保障できるための計画に向けての十分な協議、事務局体制の充実、また包括支援センターのさらなる充実を要望して反対討論といたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷正昭です。議案第73号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成をする立場から討論を行います。

高齢化が進む中、介護給付費や要介護認定者は増加の一方となっている中で平成24年度から第5期介護保険事業に基づき、大幅な介護保険料の引き上げが余儀なくされてまいりました。

また、介護認定者や介護予防に該当する方々の相談や支援についても、年度前より1.6倍程度増加をするとともに、高齢者虐待についても困難なケースが増加をしたため、介護予防教室などが開催できなかったことは執行体制含めて介護予防に一抹の不安を感じるところでありますが、しかしながら、認知症キャラバンメイトなどのボランティア活動に支えられ、認知症の啓発などの出前講座において積極的に住民自身へ出向かれ、そのことは高齢者との信頼関係を築くためにも必要不可欠であります。

また、保険料の大幅な引き上げにおいても制度への理解や催告を通じて保険料収納率の向上に取り組まれております。

その他、地域密着型サービスの充実などにより、高齢者が住み慣れた地域でのいつまでも安心して生活が営めるよう、自立の支援と持続可能な事業運営をめざして、円滑な事業執行に努められており、本決算の認定について賛成する立場であります。議員各位におかれましても、本決算の認定にご賛同をお願いを申し上げ、賛成討論を終わります。以上です。

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立多数です。よって、議案第73号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 7 4 号 平成 2 4 年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、産業建設常任委員会の審査報告を求めます。産業建設常任委員会委員長、竹中委員長。

[産業建設常任委員長 竹中秀夫君登壇]

○産業建設常任委員長(竹中秀夫君) 産業建設常任委員会、委員長報告を行います。

平成 2 5 年 9 月 2 6 日 愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町産業建設常任委員会委員長 竹中秀夫

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会規則第 7 7 条の規定により報告します。

1、審査結果 議案第 7 4 号 平成 2 4 年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2、審査経過 9 月 1 7 日に産業建設常任委員 5 名が慎重に審査しました。説明終了後、質疑、討論を経て、採決の結果、起立全員で議案第 7 4 号は可決するものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長(本田秀樹君) 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第 7 4 号について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(本田秀樹君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより議案第 7 4 号を採決します。本案に対する産業建設常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(本田秀樹君) 起立全員であります。よって、議案第 7 4 号 平成 2 4 年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては原案のとおり

可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 4 5 分

再開 午後 1 時 4 5 分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおりです。

お諮りします。ただいま議案 5 件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、議案 5 件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第 7 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第 1、議案第 7 5 号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君） 議案第 7 5 号をご説明申し上げます。議案書 1 ページをご覧ください。議案第 7 5 号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。説明資料でご説明を申し上げます。説明資料の 1 ページから 2 ページでございますが、説明資料の 1 ページをご覧ください。

愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する理由でございますが、割愛や人事交流などによりまして、引き続いて愛荘町の職員となった者の給与月額の設定について、他の職員や愛荘町就任前の所属との検討上必要と認めた時は、その者の属する職務の給与における最高の号級を超えて給与月額を決定できるよう所要の改正を行うものでございます。

現状の愛荘町の職員の給与に関する条例でございますが、第 6 条に初任給昇格・昇給の基準の定めがございます。この第 6 条の第 6 項に「職員の昇給は、その属する職務の給与における最高の号級を超えて行うことはできない」という規定がございまして、愛荘町で派遣職員等が来ていただいた場合に不利益を被るということがないよう

に、今回の改正をお願いするものでございます。

具体的には、第6条の第9項を10項といたしまして、第8項の次に次の1項を加えるものでございます。第9項、「第2項の規定により号級決定する場合において、他の職員等との権衡上必要と認めるときは、規則の定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号級を超えて給与月額を決定することができる」とするものでございます。

付則といたしまして第1項で、この条例は公布の日から施行するものでございます。第2項として、この第9項の規定による改正後の愛荘町職員の給与に関する条例の規定は平成25年4月1日から適用するというので、4月1日に遡って適用をするものでございます。以上よろしくお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第75号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第75号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第2、議案第76号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君） 議案第76号をご説明申し上げます。議案書2ページをご覧ください。

平成25年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）でございます。平成25年度愛荘

町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ446万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億8,517万6,000円とするものでございます。

事項別明細書でご説明申し上げます。5ページをご覧ください。まず、歳入でございますが、前年度繰越金446万9,000円は、今回の補正予算財源に充当するものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費の徴税費2目賦課徴収費償還金利子及び割引料350万円の追加ですが、法人町民税において昨年度予定納税されていたものが、確定で還付しなければならなくなったために、還付金及び加算金として追加補正をお願いするものです。

次に、教育費の教育総務費の第2目事務教育費でございます。給料52万3,000円、職員手当19万9,000円、共済費24万7,000円、合わせて人件費96万9,000円の追加でございますが、これは議案第75号でご説明申し上げました県派遣職員にかかる人件費の差額分の追加でございます。

6ページは、今回の補正に伴います一般職の給与費の明細書でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第76号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第3、議案第77号 契約の締結につき議決を求め

ることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設主監。

[産業建設主監 北川元洋君登壇]

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、議案第77号 契約の締結につき議決を
求めることについてをご説明させていただきます。

本議案は地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契
約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでご
ざいます。

契約の目的 平成25年度工事第40号
愛知川東面整備（長野第1工区）工事
契約の方法 一般競争入札
契約金額 7,528万5,000円でございます
契約の相手方 滋賀県愛知郡愛荘町北八木32番地
滋賀基礎工業株式会社
代表取締役 中河 重和

よろしく申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸
君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第77号 契約の締結に
つき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第4、議案第78号 契約の締結につき議決を求め

ることについてを議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設主監。

[産業建設主監 北川元洋君登壇]

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、議案第78号 契約の締結につき議決を
求めることについてを説明させていただきます。

本議案は地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契
約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでご
ざいます。

契約の目的 平成25年度工事第53号
町道目加田八町線道路改良工事

契約の方法 一般競争入札

契約金額 4,095万円でございます。

契約の相手方 滋賀県愛知郡愛荘町香之庄1319番地2
吉岡組
代表者 吉岡 武男でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸
君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第78号 契約の締結に
つき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第5、議案第79号 契約の締結につき議決を求め

ることについてを議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。管理主監。

〔管理主監 北川孝司君登壇〕

○管理主監（北川孝司君） 議案第79号 契約の締結につき議決を求めることについてをご説明させていただきます。

議案書の9ページをご覧いただきたいと思います。契約の締結につき議決を求めることについて、次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。

契約の目的 平成25年度物品第104号

愛荘町情報系端末および業務システム更新等物品調達

契約の方法 指名競争入札

契約金額 5,638万5,000円

契約の相手方 京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3

株式会社ケーケーシー情報システム

代表取締役 西垣 亨

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第79号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後3時40分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおりです。

お諮りします。ただいま請願1件、意見書2件、議提1件が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、日程を追加し、直ちに請願1件、意見書2件、議提1件を議題とすることに決定いたしました。

◎請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第6、請願第3号 地方財政の拡充に関する請願についてを議題といたします。

お諮りします。請願第3号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

本案について、紹介議員の説明を求めます。15番、辰己 保君。

〔15番 辰己 保君登壇〕

○15番（辰己 保君） 請願第3号 地方財政の拡充に関する請願書を請願させていただきます。朗読をもって代えさせていただきます。

愛荘町議会議長 本田秀樹様

2013年8月28日

請願者 大津市梅林1丁目3の30
滋賀県自治体労働組合総連合
執行委員長 今村 伸治

紹介議員 辰己 保
灌 すみ江

地方財政の拡充に関する請願書

(請願趣旨)

住民の暮らし、地方自治の振興へ日々ご尽力されていることに敬意を表します。

政府・総務省は、「地方公務員の国に準じた給料削減の要請」を行い、地方交付税等の一方的な削減を行うとともに、削減措置の進捗状況を調査・公表するなど、地方自治を侵害する給与引き下げの「強制」を行いました。

これに対し、私たち滋賀県自治体労働組合総連合（自治労連）は、国の強制措置が（１）地方公務員や公務公共関係労働者の生活破壊に直結する、（２）景気を冷え込ませ地域経済を疲弊させる、（３）地方自治・労使位置を侵害する、（４）防災・減災等に関わって国が地方に対して負うべき財源確保の責任を投げ出すものであると問題点を指摘し、国に対して交付税削減の撤回を求めるとともに、地方公務員の給与は国からの介入を排して、労使交渉を尽くし、労使合意で決めることを要請してきました。全国自治会、全国市長会、全国町村会をはじめ地方の６団体も、国の強制措置に対して「地方自治の根幹に関わる問題」として反対の声明を発表しました。この間の労使交渉により、「給与削減はしない」「国言いなりの削減措置は取らない」など、地方自治の原則をふまえた対応をする自治体も広がっています。

一方で、政府は今後、国の要請どおりの給与削減を行わなかった自治体に対し、起債の同意権や特別地方交付税などを使ったペナルティ措置を行うことを否定していません。また、２０１４年４月以降も「賃金削減措置」を検討すると強弁し、地方交付税の算定に「行革」の進捗状況を反映させるなど制度改悪も行おうとしています。国による地方自治への介入を許さず、住民の暮らしと地方自治をまもり、自治体・公務公共関係労働者の賃金・労働条件を改善するため、貴議会において地方財政の拡充に関する国への意見書を採択していただくようお願いします。

記

（請願事項）

１．地方財政について、貴議会として、国に対し下記の事項を実現するように意見書を採択していただくこと。

（１）地方交付税の削減や「行革」を反映させる算定方式の投入など地方交付税制度の改悪を行わず、地方財政を拡充すること。

（２）地方公務員の給与 7.8%削減相当分を地方交付税に復活させること

（３）起債同意権や特別交付税などを使った地方自治への介入を行わないこと

以上、請願趣旨をご理解いただいてご採択いただきますようお願い申し上げて、提

案とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、請願第3号を採決します。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立少数であります。よって、請願第3号 地方財政の拡充に関する請願については原案のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎意見書第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第7、意見書第2号 消費税増税中止を求める意見書についてを議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。12番、瀧 すみ江君。

〔12番 瀧 すみ江君登壇〕

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。意見書第2号の提案をさせていただきます。朗読をもって提案に代えさせていただきます。

意見書第2号

平成25年8月28日

愛荘町議会議長 本田秀樹様

「消費税増税中止を求める意見書」

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者 愛荘町議会議員 瀧 すみ江

賛成者 同 辰己 保

「消費税増税中止を求める意見書」

安倍政権の経済政策により、株価の値上がり、急激な円安が進行し、景気指数向上へ効果が出ていると報道されています。しかし、食料品やガソリンなどの値上げで私

たちの暮らしは苦しくなる一方です。多くの国民は「景気回復」を実感しておらず、雇用情勢や個人消費も厳しい状況にあります。当該地域の経済の疲弊も甚だしく、失業率は目に見える改善もなく、中小企業の倒産・閉店にも歯止めはかかっていません。

参院選挙後の世論調査でも、「消費税の増税に反対」が増えており、「消費税が増税されれば店を閉めるしかない」「これ以上、どこを切り詰めて暮らせていいのか」と、かつてない切実な声が高まっています。

消費税はそもそも、低所得者ほど負担が重い税金です。この不況下で税率を引き上げれば、国民の消費はさらに落ち込み、自治体内の地域経済は大打撃を受けます。価格に税金分を転嫁できない中小企業者の経営を追い込み、消費税倒産や廃業が増えることは必至です。そこで働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財政にも深刻な打撃を与えます。財政再建という点でも、1997年に消費税を増税した時の経験から、国全体の税収が減少することは明らかです。政府試算でも「消費税増税による本格的なデフレ脱却には時間がかかる」という結果が出ています。

平成23年の滋賀県企業倒産状況では、負債総額1,000万円以上の倒産企業が118件、販売不振が62%を占めています。生業での廃業は統計上あらわれていません。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上、地方自治法99条の規定に基づき意見書を提出します。

滋賀県愛知郡愛荘町議会

内閣総理大臣 安倍晋三殿

このような趣旨を踏まえていただきましてご議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより意見書第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立少数であります。よって、意見書第2号 消費税増税中止を求める意見書の原案は否決されました。

◎意見書第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第8、意見書第3号 道州制導入に断固反対する意見書についてを議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。11番、吉岡ゑみ子君。

[11番 吉岡ゑみ子君登壇]

○11番（吉岡ゑみ子君） 意見書第3号

平成25年8月28日

愛荘町議会議長 本田秀樹様

「道州制導入に断固反対する意見書」

上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者	愛荘町議会議員	吉岡ゑみ子
賛成者	同	西澤久仁雄
賛成者	同	河村 善一
賛成者	同	竹中 秀夫
賛成者	同	伊谷 正昭

朗読をもって説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

道州制導入に断固反対する意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制を行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村が国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」と緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっ

ているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食糧供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治会と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々愛荘町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）

内閣官房長官

総務大臣

内閣府特命担当大臣（地方分権改革）

道州制担当

滋賀県愛荘町議会

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより意見書第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、意見書第3号 道州制導入に断固反対する意見書は原案のとおり可決されました。

◎議提第4号の上程、説明、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第9、議提第4号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第120条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、議提第4号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（本田秀樹君） これで、本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。これをもって平成25年9月愛荘町議会定例会を閉会いたします。

町長。

○町長（村西俊雄君） 今議会の閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

まず、去る15日・16日に襲来いたしました台風18号の対応につき報告をさせていただきます。この台風は、当町にとりまして初めて関係住民の皆さまに対し避難勧告および避難指示を発令させていただいたところであります。そしてまた、これも初めてであります、何十年に一度と言われる災害を予防し、特別警報が発令されたことでありました。

今回の大雨は、永源寺ダム上流の山間地に総雨量が500mmを超えたこと、また、ダムの貯水容量2,200万tの2倍以上5,600万tもの流入量があり、毎秒1,400tを超えるこれまでの最大のダムの放流量が続きまして、愛知川の水位が急上昇し、御幸橋

観測地点で氾濫注意水位を超え、午前2時過ぎには避難氾濫水位1.6mを超えました。この時点、午前2時58分に愛知川堤防に近い5集落1,243世帯3,180人に避難勧告を発令させていただきました。

さらに水位の上昇が止まらず、午前3時30分過ぎには避難指示の目安となる氾濫危険水位2.3mに近づきました。この時点で3時43分に堤防直轄になります泉町、長野新田の2集落132世帯249人に避難指示を発令させていただきました。

さらに4時半には水位が2.71mまで上昇し、危険を感じましたので4時53分に愛知川ニュータウン、淵ノ下、亀原の3集落406世帯1,120人に避難指示を追加で発令をさせていただきました。これらの発令は5時5分の特別警報が出される前に措置をいたしたものであります。

また、宇曾川につきましても、沖地先で堤防の低いところがあり、パトロール情報を受けて、これ以上水位が上昇すると逸水の恐れがあると感じましたので、午前7時57分、沖63世帯221人に避難勧告を出しました。

避難所の開設と避難者の状況であります。愛知川小学校には43世帯131人、愛知川東小学校には29世帯94人、秦荘西小学校には3世帯10人、合計75世帯235人が避難されました。

結果として事なきを得ましたが、これは山地に比べ平地の雨量が比較的少なく、平地河川から愛知川本川への流入量が少なかったことも幸いし、愛知川がよくがんばってくれた、よくぞ耐えてくれたと感謝をいたしているところであります。

今回の避難勧告、避難指示、避難所の開設などに関し、多くの反省点や教訓を得ました。今後これらの経験を生かし、住民の皆さまの命を守るため万全の体制を期してまいりたいと意を新たにいたしました次第であります。

さて、今議会提案させていただきました案件は、24年度一般会計ならびに特別会計歳入歳出決算の認定をはじめ、25年度一般会計および特別会計の補正予算ならびに条例制定案件など追加議案を含め28案件につき、慎重審議のうえ、すべて可決いただき、誠にありがとうございました。議会中にいただきました貴重な意見や提言を踏まえ、職員ともども誠心誠意これらの執行にあたってまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、9月議会閉会の御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（本田秀樹君） それでは、これで閉会をいたしたいと思います。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後4時03分

上記会議の次第は事務局長 徳田幸子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日 議 会 議 長

平成 年 月 日 議 会 議 員 1 5 番

平成 年 月 日 議 会 議 員 1 番